2　「調整前連結税額超過構成額　(7)」の各欄には、「調整前連結税額超過額　(5)」の欄に記載された金額が租税特別措置法第68条の15の７第１項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項、平成29年旧措置法第68条の15の７第１項又は平成28年旧措置法第68条の15の７第１項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「㉗」から「㉙」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二(八)の記載要領第２号、別表六の二(九)付表の記載要領第４号、別表六の二(十)の記載要領第２号、別表六の二(十一)の記載要領第２号、別表六の二(十二)の記載要領第２号及び別表六の二(十九)の記載要領第３号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」として、これらの号の規定を適用すること。

別表六の二（二十四）付表　前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第68条の15の７第１項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
			1	2
第５号	：　：	①	別表六の二(八)「30」　円	円
	：　：	②	別表六の二(八)「31」	
	計	③		
第６号	：　：	④	別表六の二(九)「43」	
	：　：	⑤	別表六の二(九)「44」	
	計	⑥		
第７号	：　：	⑦	別表六の二(十)「31」	
	：　：	⑧	別表六の二(十)「32」	
	：　：	⑨	別表六の二(十)「33」	
	：　：	⑩	別表六の二(十)「34」	
	計	⑪		
第13号	：　：	⑫	別表六の二(十八)「30」	
	：　：	⑬	別表六の二(十八)「31」	
	計	⑭		
第14号	：　：	⑮	別表六の二(十九)「31」	
	：　：	⑯	別表六の二(十九)「32」	
	計	⑰		
第16号	：　：	⑱	別表六の二(十一)「14」	
	：　：	⑲	別表六の二(十一)「15」	
	：　：	⑳	別表六の二(十一)「16」	
	：　：	㉑	別表六の二(十一)「17」	
	計	㉒		
震災特例法第25条の２第３項、第25条の２の２第３項又は第25条の２の３第３項	：　：	㉓	別表六の二(二十二)「36」	
	：　：	㉔	別表六の二(二十二)「37」	
	：　：	㉕	別表六の二(二十二)「38」	
	：　：	㉖	別表六の二(二十二)「39」	
	計	㉗		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）